

矢巾新病院における 初診時・再診時の定額負担料金について

特定機能病院においては、紹介状なしで受診される患者さんから、医療費とは別に選定療養費として定額を徴収することが義務となっております。

そのため当院では、紹介状なしに受診される患者さんから下記金額をご負担して頂くこととなりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

○初診の場合 医科：5,000円(税別)
 歯科：3,000円(税別)

○再診の場合 医科：2,500円(税別)
 歯科：1,500円(税別)

初診の場合とは、他の保険医療機関から紹介状を持参せずに、当院を直接受診された患者さんであり、初診時の定額負担料金（自費）として上記金額をご負担頂きます

再診の場合とは、当院での治療が終了し、他の保険医療機関等へ紹介した後に、他の保険医療機関から紹介状を持参せずに、当院を受診した患者さんであり、再診時の定額負担料金（自費）として上記金額をご負担頂きます

●次の場合は定額負担料金のご負担はございません（令和元年9月21日より一部変更）

- ・ 国の公費負担医療制度の受給対象者の場合（難病医療、更生医療、小児慢性特定疾病医療 等）
- ・ 地方単独の公費負担医療の受給対象者の場合（重度、妊産婦医療費助成事業 等）
(子ども医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、寡婦・老人医療費助成事業等は除く)
- ・ 当院の別の診療科を受診中の場合
- ・ 医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・ 外来受診後そのまま入院となった場合
- ・ 治験協力者の場合
- ・ 災害により被害を受けた場合
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・ その他、当院を直接受診する必要性を認めた場合

※時間外・休日における定額負担料金について※（令和元年9月21日より負担対象）

時間外・休日に当院を受診した際、軽症と判断された場合は診察料の他に定額負担料金をお支払いして頂くことがございます。救急外来本来の目的である重篤な患者さんの受け入れに対応し易くする為でございますので、予めご了承ください。

定額負担料金の導入については重篤な患者さん等に対し、高度かつ専門的な医療を特定機能病院や大病院が担えるよう厚生労働省により制定された制度です。

当院は、特定機能病院であり高度かつ専門的な医療を総合的に提供する役割を担っております。

受診される場合、紹介状を持参して頂くことを原則とさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、職員までお問い合わせください